

第四部

全体討議

司会：指宿 信（成城大学教授）

司会 では引き続き第四部全体総括に移りたいと思います。指定発言者として基調講演をいただいた仲教授と本学・立命館大学特任教授である浜田寿美男先生にご登壇いただきます。いよいよ朝から始まりました取り調べと可視化シンポジウムも終わりに近づいてきましたが、最後までお付き合いいただきますようお願い申し上げます。まずですね、最初の指定発言者として浜田寿美男先生をご紹介しますいただきたいと思います。浜田先生は、皆さんご承知のとおり、日本の供述分析学の第一人者、第一世代として私たちを牽引してくださった方ですので、今日一日の感想を含めて、これまでのご経験等からご発言をお願いします。

浜田 浜田です。限られた時間ですので、十分な話にはできないかもしれませんが、今ご紹介いただきましたように、私は元々、子どもの心理学をやっている人間なのですが、仲先生も子どもの心理学専門で妙な因縁だと思うんですが、その人間が刑事裁判の仕事に入り込んで色々な仕事をせざるを得ないという現実に出会うようになって、34～35年という年月になります。当初は本当に手探りだったんですが、刑事裁判の具体的な事実認定の世界に入って、心理学の新しい役割をある意味で突きつけられた状況の中で仕事をしてきたつもりでいるんですが、その意味で可視化をなされていない、どう心理学が関与していいか見えないところでの話に立ち会わざるを得ない状況にいましたので、心理学が得意とする数量的な研究で科学的な立証をしていくという立場ではなくて、ドロドロとしたところに入り込んで、事例研究的にやらざるを得ないというところで仕事をしてきました。ただ、そんな観点からやってきたから逆に見えてきたこともあって、ある意味では面白い体験をさせていただいているなという気がしています。

今日色々な議論を聞きながら思ったんですが、ひとつはこれはディクソンさんから率直なご意見がありましたが、日本の取り調べが反省を求めるとか、謝罪を求めるとか、どうなっているんだという話がありましたが、私もいつもそのことについては感じております。1980年代にアメリカの研究者が日本の刑事捜査における実務をフィールド研究するということで、何人かの方がこられて研究をされた成果を見たことがあるんですが、その中に日本の刑事取り調べ

は謝罪追求型であると、それは非常に日本的な取り調べだと書かれていてそのとおりだと思ったことがあります。実際に刑事捜査とは何かということと事実の認定をすべきセクションであるべきなんですね。ところがそこで反省まで求めてしまう。高木さんの話だとこれは日本の文化的特性がそこに反映しているのではないかという話でしたが、文化的特性であれなんであれ、本人に謝罪を求めたり、責任を追求したりするのは明確な事実の認定ができてからしかできないと理屈の上ではそうなるはずなんですね。ところがこいつが怪しい、こいつがやったかもしれないという時点で謝罪追求の気持ちが動いてしまうとか、反省を求める気持ちが動いてしまう、これは何なんだと思うわけです。

実際に冤罪事件を見てみますと、多くの冤罪事件は謝罪追求から始まっているというところがあるわけですね。高木さんが報告されました足利事件の場合でも、聞くところによりますと、任意同行で最初日本人を取調室に呼ぶときに、Sさんのお家に行って、被害者の女の子の写真を目の前見で見せて、これに謝れというところから始まったと言う話を聞いています。本人がやったかどうか分からないところから既に、これに謝れというところから入る。これが非常に危険だということは誰が考えてもわかることなんですが、つまり謝罪追求をするということは有罪前提だということなんですね。ですから事実を認定を明確にするというところではなくて、先取りしてしまって、お前が犯人に違いないというところから入るんですね。私は、これを証拠なき確信と言っているんですが、証拠があるから確信ができそうなものなんですが、心理学的に言いますと、明確に、絶対的に間違いないというので確信をするわけではないんですね。例えば目の前でAさんがBさんを殴り殺すところを見たというのであれば、私はAさんが犯人だと確信していますとは言わないわけですよ。Aさんが犯人だと知っていますと言うわけです。だから知っていますということと確信というところの間には大きな差があって、そこが誤解されているところもあって、証拠がないにも関わらず確信して謝罪を求めるという心理が動いてしまう。これは日本の文化的特性ということもあるかもしれませんが、かなりこれは人間に共通の部分かもしれない。絶対的にこれに間違いない、目の前で見たといいところまではっきりしていなくても確信が動き出す。とんでもない事件が起こると、許せないという気持ちになってしまって、反省を求める、謝罪を求める

ということになってしまう。大きな冤罪事件で虚偽自白をしているようなケースにずっと付き合ってきましたが、スタートはここから始まっているんですね。執拗に反省を求める。求める側の捜査官はある意味で悪気がない。熱意を込めて徹底的に調べなきゃいけない。こいつを反省させて更生させるんだという枠組みの中に自分をはめ込んでしまっているところがあって、そういう姿勢から離れられないところに今の刑事捜査というのはあるのではないかという気がするんですね。そういう意味では私も30年前からするとやや隔世の感があるんですが、昔は警察の敵みたいに思われていたんですが、最近は警察から随分お呼びがあって、年間10回以上、警察官の前でお話する立場に身を置くことができ、ありがたいなと思っているんですが、その場でいつも言っているのは、私は仲さんのように司法面接のテクニックを教えるということではできませんので、何が危ないかという証拠なき確信が一番危ないんだと、逆に言うと冤罪事件を防ぐための一番のやり方はひょっとしたらシロかもしれないと思って調べることだと。逆に言うと、それなしには虚偽自白は防げないと。現場のかなりベテランの捜査官を目の前に話すことが多いんですが、足利事件のように自分がおとした被疑者がひょっとして後にそれが無実だということが証明されたら、それこそ夢見が悪いでしょうと散々脅しているんですが、そういうひどい目に遭わないためにもひょっとしたらシロかもしれないという思いをまず念頭において調べるということをしなきゃいけない。虚偽自白という捜査官が意図的に落としたんじゃないかという風に世間の人はそういうふうに思いがちなんですよ。しかし、実際はそういう風に分かっているかと、引き下がれなくなって、証拠偽造をしてしまうようなケースもありますけれども、多くは自分は真犯人を落としたと思っている、ここに問題があると思うんですね。可視化をすることで、取調室の中で法に反するような取り調べをすることを防ぐために全面可視化が必要だという部分と、もう一方ではその背後で動いている捜査官の心理に対して私たちがいかに敏感であることができるかというためにも必要だと。これはどうやって見抜いていくかということに関わってくるわけですが、例えば謝罪追求型の心理というのは、この点ではおそらく日本人が共通に持っていると思うんですが、取調室で被疑者を取り調べているのを見たときに捜査官を同じ心理になったとすれば、法に反するような取り調べを

していないとしても、その危険性に気づかない危険性があるなという気がするんですね。そもそも本来は事実認定と謝罪追求ないしは責任追及、あるいは量刑判断というのをはっきりと区別する。これは文化として日本の中になくないのは確かですよ。裁判員裁判の制度が導入されたときも事実認定を量刑判断をそもそもはっきりと手続き的に分けるべきだという議論は当然出たんですが、それが大きな問題になることなく、同一の裁判体でやるという状況ができてしまっている。調書なんか見てもそうですが、自白をしますと、申し訳ありませんでしたという言葉が必ず出てくる。あるいは参考人の供述調書を見ましてもね、例えば被害者のを見たりすると、調書の最後に厳罰に処してほしいと書かれたりするわけです。そういうことに対する問題性は明確に私たちは意識していかなければいけない。事実認定があって初めて責任追及ができるというのは理屈でわかりますから、文化の問題として我々はそれに侵されやすいというところはありますが、明確に抑えて行く必要があると思いますし、そういうことがなければ、可視化をしても果たしてそれで冤罪事件が減るかと言ったら、ひょっとしたらかえって問題が深刻になる危険性もなくはないと思わざるを得ない。

実際可視化が問題になってきていますが、これまで録音テープが法廷に出てきたケースはいくつもあるわけですよ。私は、実際テープを聞いて分析した事件、仁保事件、実に古い事件 1954 年、この事件では 30 時間近くの録音テープがあって、これは私がやりましたというところまでは、つまり自白に落ちるところまでは拷問があったという主張がなされているんですが、拷問の過程はもちろん入っていないんですね。私がやりましたと諦めてからテープに撮られている。それが 30 時間あまりしかも数ヶ月にわたっているものがある。それを見て、それが法定に出されて、それは任意性の証拠として出されて、検察側から出されて裁判所が任意性ありと認めてしまっている。しかし、その中を今の私たちの目で見ると、虚偽自白としか言いようがないやり取りがいっぱいなされているわけです。本人が犯行の様子を知らない。語れないから困っている場面がいっぱいあるんです。しかし、それを見て裁判官が任意性ありと判断してしまった現実があるわけです。最終的には、これは 17 年かけて無罪になりましたけれども、そういうことを裁判官も見抜けない。それを一般の裁判員が

見抜くことができるのかどうかというと、虚偽自白がどういうものかというのを知っておかなければ、これを見抜けないわけですね。しかし、虚偽自白がどういうものかというのを今の裁判官もあまり知らない。まして一般の裁判員が知っているかということ、知らないケースが多いだろうと私は思うわけですね。

高木さんがご報告された足利事件なんかでも、録音テープで質問をしていました検察官が本人が争われている事件を否認したときに翌日やってきて、私はあなたが現場引当といえますけれども、現場でどういう風にやったのか、被害者の女の子の衣服をどこにどのように捨てたのかということを実際に目の前でやらせているわけですね。検察官はその場に立ち会って、立ち会った場面の中でまわりの人間が誰も誘導していないのに、ここに衣服を捨てましたと正しく言えたじゃないか、そんなの無実の人間がどうしてできるのかって検察官が実際にその場で心証を取っているんですね。ああいうことをやった人間がなんで今頃やってないなんて言えるんだってという風に言っている。あの検察官自身はSさんが犯人だと確信をしていたにも関わらず、Sさんは無実だったんです。なんでそんなことが起こるのかを知っておかなければ、見抜けないんですね。虚偽自白というのは、簡単に言ってしまうと辛くなった人間が私が犯人だという以外にはなくなって、あとは犯人として振舞うわけです。だから、現場引当の場面でも、現場の状況というのを捜査官は全員知っているんですが、知らないのは唯一、Sさんだけなんですね。そのSさんがここは犯人として振舞わなければいけないという心理状況になっている。だから、どこだと言われて、どこだと当てずっぽうで言ったらえっという顔をされる。えっという顔をしたら、違ったな、自分は知らないということを知っていますから、相手が知っていることを知っているから、えっという顔をされると違うなと思う。じゃあ、ここですと言われて、えっと言われて、またここですと言ううちに当たってしまうわけです。そういうプロセスを知らなければ見抜けないんですね。そういう意味で可視化がされて、これから進んでいくと思いますが、実は任意性のレベルで外形的な暴力行為とか、取り調べの場面の中で、法に外れるような行為はチェックできるかもしれませんが、犯人だと思い込んでいる捜査官が被疑者に対して迫るあり方について、どういう時にそういう危険性があって、無実の人間が落ちるのかということを知っておかなければ決して見抜けないわけです

ね。そういう意味では調書裁判の時代と変わらない問題をはらんでいるんだと私は思います。もちろんその過程の中で取り調べ技法が変わって行くことに私たちは期待したいと思います。それは仲さんたちがやられている仕事で、そのところではあくまでも事実認定を目標にするということですから、反省とか謝罪とか一切抜きの形でやられることだと思いますが、その技法としてだけ取り出された時に果たして見抜けるかということをやっぱり考えておかなければいけないだろうと思います。そういう意味で、調書裁判の時代も調書という形で可視化していたんですね。あるいはその一部は録音という形でも出てきました。最近、袴田事件が再審決定が一旦出て、今、異議審で争われていますけれども、あの録音テープを私も大分あとの段階で、今から3年ほど前に録音テープがあるということで開示がされましたが、これは本人が諦めて自白をして、犯行のストーリーも繰り返し繰り返し語らされて、それから1週間ほど、10日ほど経ったあとの録音なんですね。ですから、本人は諦めきって、犯人を演じざるを得ないところにいるわけですよ。捜査官がどう聞いているかということ、仲さんの司法面接通りなんですよ。オープンクエスションで誘導尋問も一切なし。それで、それで、次はどうですかと聞いている。それに彼はスラスラと話している。これだけを聞くと普通の人はこの人が犯人に間違いないと思ってしまうんですね。

ですからある部分、警察官も今、司法面接技法としてやられている技法そのものが正当だということが意味で直感的には知っているわけですね。誘導してはいかんということは知っているわけですよ。ですから1966年時点の録音テープでも、まさに、「それで」「それで」と聞いたわけです。そういうものがおそらくこれから可視化という形で出てくるだろうと思います。その時に私たち心理学がどういう役割を果たすことができるかというのは、相当深刻な、真剣に私たちが立ち向かっていかなければいけない問題だろうと思います。

もうひとつだけ言わせてもらいますと、もうひとつは狭山事件、これも録音テープが開示されました。これは実は私がやりましたと言ってから録音テープをかけていることがはっきりしていて、最初のところでは声を詰まらせて泣いている場面が最初入っているんです。落ちてからです。だけど、落ちてからなんだけど、狭山事件の場合は最初は3人犯行自白で落ちて、その後3日後に単

独犯行自白に落ちて、さらに単独犯行自白の辻褄が合わないので、がらりとストーリーを変えたという三転しているんですね。その三転の過程が録音に入っているためになんでこうなったのかということ进行分析する、ある意味で重要な資料になり得ている。ああいうものを見ますと、これは虚偽自白だろうということの証明がかなり可能性として広がってくる気がします。ですから、袴田タイプの録音テープが出たんじゃあ、これはかなわん。けど少なくとも全面可視化されれば、心理学が関与できるところがこれまで以上に増えてくるだろうし、役割も大きくなるんだろうなと思いつつ今日のお話を聞かせていただきました。

司会 どうもありがとうございました。続いて仲先生、今日の感想をお願いします。

仲 本当に多くの先生方から大変、興味深い研究成果をお話いただきまして、ありがとうございました。まずは先ほど高木先生もおっしゃいましたが、可視化され、あるいはされようとして、あるいはこれまで施行されてきて、多くの被疑者取り調べの録音・録画というのが蓄積しつつあるなと思います。そういうデラハンティ先生、ディクソン先生、ジョ先生、パク先生、本当に高木先生がされた分析とか私どもが行った分析とか考えてみますと、本当に多くの情報が集まりつつあるなと思います。その中で大きな問題としてひとつは、じゃあ適切な面接は何なのか、どういう風にすればいいのかということと、これから得られた情報をどのように使っていくのかという二つの大きな問題があるかなと思います。一つ目の問題、良い面接とは何か。ここが本当に今、浜田先生もおっしゃったとおり、反省というところから入る中立ではない情報を求めるような枠組みではいけないということがあるわけです。元々自白というとコンフィッションというんでしょうか、神父様に対して信者がこれこれこういう罪を犯しました、神様に許してもらってください、こういうようなことをコンフィッションというわけですが、自分から言ってくるのはともかくとして、説得されて言うのがコンフィッションかという風に言うと、そこには問題があるかなと思います。中立な立場で、ですので、これまでの自白というのがこういう教会の告

解のイメージであったとするならば、これからはそうではなくて、客観的な観点からの自白という、心理調査とか、例えば知能検査を受けるときに知能検査を受ける人が、ブロックの積み方を迷っているところで、心理士がここをこういう風にすれば上手くいくんじゃないと言ったり、本当にそれでいいのかなと言ったら、それは正しい知能を測れないということになるわけですね。そうではなくて、本当にその人が持っている情報をありのまま引き出すためには、こちらからは情報を出さないで、あくまでも中立的、客観的な観点から情報収集をしなければいけないということになるわけです。どんな面接でも、誘導や暗示というのは全部、基本は面接者から出て行っているということがあるんだと思うんですね。被面接者が何か言ったときに、これはこうなんだろうと言わなくても、本当にそれでいいのかなとか、本当のことを話してくださいと言ったり、あなたの記憶ではそうなのねという言い方が、求められている答えは違うんだと被面接者を誘導していくということになったりするのだと思います。ですので、全面可視化というのは基本の基本だと思いますが、その中で面接者が情報を出さないで、被面接者から情報を得ていくかということを考えて行かなくてはいけないと思います。ただ、被面接者からすぐに得られるか、なんでも話してくださいと言ったらすぐに得られるかという、そうではないわけで、そこで今度は情報をなんというか、より話してもらうための動機付けを考えなければいけないわけです。この動機づけがデラハンティ先生、ジョーンズ先生によっても指摘されていたラポール形成の問題だと思うんですね。ラポールは下手に行ってしまうと迎合性を引き出す。気に入られたい、喜んでもらいたいの、仲良くなってしまったから、期待に合う答えを言いたい、こんなふうになってしまうと、これも適切ではないんですね。どこまでのどういうラポールというのが話しやすくリラックスできる、でも迎合はみださない、そのどうしてもラポール形成には自分のことを話すとか、励ますとか、何かそういうこちらからの情報提供は必要なのかもしれないけれども、どこまでそれが大丈夫なのかということを議論していかなくてはならないかなと思います。特にであれば48時間、長くても72時間、オーストラリアの場合でもそうだと思うんですが、そういった形の時間と日本のような一週間とか10日みたいな長くなる期間でのラポールということは、すごく慎重に考えていかなければいけないと

思うんですね。その辺はまた、議論の時間があればご意見等をいただければと思います。それから、第三にオープンに話を聞く、こちらから聞かなくても話をしてもらえるようになった、動機付けもできて、ラポールもつけて話せるようになった。それで情報が引き出してきたんだけど、話が伝わらないということがあるわけですね。稲葉先生がお話をしてくださった特定の生きている現場でのことであれば話せるんだけど、一段上に立って、論理式の内容を問うような論理的な推論を求めるといような課題になると、話が通じなくなるのですとか、高木先生がおっしゃっていたような特定の枠組みの中でしか話せなくなる、こういったことをどうするかという問題があるかと思います。このところが浜田先生もお話された反省を求めるとか、改心を求めるということと重なってきますと、ここが被面接者をごんじがらめにして、こちらが思うような仮説にあるような情報だけを引き出すようになってしまうんじゃないかと思うんですね。動機づけてできるだけたくさん話してもらおうということだけではなくて、どういうふうにすれば、こちらが求めている情報をその人の言葉で語ってもらおうかというのは、高度なことになるわけですが、大事な課題かなという風に思います。

一つの回答は、その時にどうしてそうやったのか理由を聞く、なぜそこにいったのかと言う事を聞くのではなくて、その日その場で何をして、どこへ行って、何をやって、どうなったのか、あったことを現場に行き直してもらおう、これは比較的小さな子供でもできたりするんですね。語りの練習をするときに、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してくださいということを順番に話すということをよくやってくれたりします。こんな形の文脈の、特定の形の何があった、何があったということを語ってもらおうということは一つのヒントになるのではないかなと思います。こんなことで良い面接法を考えていくことは必要である。当然、これをトレーニングして、身につけていくかということとはまた大きな課題になるわけですね。もう一つは使い方の問題です。こうやって可視化されるようになった。全面可視化ということが、これからもっともっと充実していかなければいけないとか。可視化されるようになったけれども、取り調べの中で黙秘権をどうするのかとか、弁護士の同席をどういうふうにしていくのかとか、そこで得られた情報をどういうふうの評価するのか、やっぱ

り面接室の中で得られた情報よりは法定に直接来てもらって話してもらうことが重要、そういうようなご指摘も例えばこれまでの韓国の歴史であるとか、パク先生のお話から、あるいは渕野先生のお話から伺うことができたかなと思います。こんなことを思って良い面接と使い方ということに関していくつか先生方に質問みたいな形で問いを投げかけさせていただいてもいいでしょうか。先程良い面接のうちのラポールのところですね、これは先ほどのと重なりますけれども、高木先生の中でのSさんが勧弁してください、勧弁してくださいと言ってしまった、あれもちょっとねじれた形のラポールがついてしまっていた。だから取調官に勧弁してほしい、許してほしいという気持ちになる何かがあったのではないかと思うんですね。それで、どういうラポールが、まだ長い日本の刑事訴訟法では長く拘束される中で、どういうラポールが適切なのか、たくさん話すことができて、リラックスできるような関係でどういうラポールなのか。24時間48時間のラポールと一週間10日となったときのラポールとで違いはあるのか、これを先生方に伺いたいところです。それから、黙秘のこととかについてですね、これは先ほどディクソン先生にお尋ねしたところなんですけど、イギリスでは黙秘をしていると不利益推定がなされるということがあるわけですね。日本ではそれが無い。それが大変いいことであるように思える。だけど、何か話してもらわないと先には進まない。無罪を証明するためにも何かこう、話してもらいたいということがあったりするわけですね。この不利益推定というのが裁判の中で、手続きの中でどういう風に機能しているかというのを、さっきディクソン先生にお話をうかがったんですが、デラハンティ先生とか、韓国ではどうなのかというお話を伺えればなと思います。

それから午前中の、午後だったかな、ご質問の中で、例えばカメラがあった、弁護人が部屋にいたら被疑者が話さなくなってしまうけれども、被疑者が話さなくなったらどうするのかというご指摘がありました。でも、基本は話さなかったら何か、という話さなくても別にいいんだよというのがあるわけですね。本来自白というのは自白だけで、補強証拠がないとダメなわけですよ。なので、情報を他にも収集してこなければいけないわけで、話さなかったら、話さないという情報かなというふうにも思うわけです。特にそれが適切な面接の中で、リラックスした話しやすい関係で、きちんとルールも説明し、権

利も説明し、ちょっと今思いついたんですが、高木先生がイギリスのPEACEモデルは最初に君は罪を犯しているという可能性を示して反論を被疑者に言わせるということを仰ったんですが、そこはそうではないなと思いました。PEACEモデルの場合も、あなたはこういう理由でここに来ているということは言うんですが、だからあなたがやりましたとは言わないんですね。そういうそれなりな証拠はあったとしても、まずはその人がどうしてそこにいたのかということ話を話してもらうというところから入るので、対決から入るということは普通まずないし、チャレンジしないで終わる面接もあります。それを考えるならば、適切にチャレンジすること、無理やり圧力をかけてチャレンジして話を聞いていく。その中で話さないことがあるとすれば、その理由は何か。もしかしたら話してそれが何かうまく理解してもらえなかったらどうしようと言う恐れのために、本番に来て、話したいという気持ちを持っているかもしれないし、その日のその時間の間は誰かを守っていたいということがあったりするのかもしれない。いろんな理由があるのかもしれない、法廷に出て話すというのもありなのかなと。その場で話さない理由というのが適切に記録されていれば、それが一つの情報になるのではないかと思うんですね。ただ、ひとつの問題があって、記憶というのは時間とともに低下していきますので、たくさん覚えていたうちに、自分はその現場にいなかった、他の場所にいたのであれば言っておいた方が被疑者のためにもなるということもあったりするわけです。そういうことを説明した上で話さないことを選択するのであれば、それもあるのかな、その辺についてもパク先生とかディクソン先生、渕野先生に伺えればなと思います。

司会 私の方で整理させてください。非常にいい質問が出たので、一応3つに分けたいと思います。討論の切り口としてラポール形成について具体的な足利事件の供述についてどう評価するかと、高木先生というご指摘があったんですが、ここは佐藤博史先生、まだ会場におられますか。返答していただきたいと思います。2番目の黙秘権の持つ意味について、渕野先生にコメントをいただきたいと思います。最後に韓国やオーストラリアで黙秘が不利益推認を産んでいるのかどうか。その評価、どういうふう考えられるか、パク先生とディク

ソン先生にお願いしたいと思います。最初にご指名させていただいて恐縮ですが、佐藤博史先生、勘弁してくださいあたりのSさんのレスポンスについてどのような感想とか評価を持っておられますでしょうか。

佐藤 東京の弁護士の佐藤博史と申します。今ご紹介になった足利事件の弁護人を務めました。取り調べテープのことですが、高木先生がおっしゃったことなんですが、実に重い意味を持っていると思います。というのは、あのテープが見つかったのはDNA鑑定によってSさんが無実だと分かって、釈放された後だったので、いわば安心して聞くことができたし、何が正解かわかっていたわけですが、私が心配するのは、あのテープがあったら、可視化がされたら、本当にSさんが無実か分かったかどうかということと言われたんですね。私はほとんど無理だと。多分、あのテープを聞いたら10人のうち9人はSさんは犯人だと思うだろうと言っていたものなんです。実際、一審では弁護人がSさんは有罪だというふうに思って、弁護を続けていた。弁護士が何か可視化がされれば無実の人がわかるという単純なものではないということがひとつ、また仲先生が今おっしゃったラポールというのは実に問題で、それこそフランス語でラポールをプラスのイメージで言っていますが、日本では信頼関係の形成が重要だというのはずっと前から刑事が言っていたことで、そのために完全に事件のこととは無関係な周辺事実から聞いていくとか、家族のことから聞いていくとか、ときには検察官が貧しい生き立ちだったんだということを話していくところから始まっているんです。足利事件の場合でも、弁護人が実に事務的な接見しかしてくれなくて、検察官が実に細やかな質問をあの前に発しているんです。Sさんが弁護人が時々面会に来ないので、検察官の取り調べを楽しみにしていました。それから驚くべきことに事件のMちゃん事件以外の2人の事件についてもやったんじゃないかと追及されるんですが、驚くべきことですが、わずか35分後に2人も殺しましたと彼は自白しているんです。そのテープも残っていました。そのテープの最後に彼はこういうふうに切り出すんです。刑事さん、いいですか。刑事がいいよ。刑事さん本当は厳しいんですけど、本当は優しいんですよという風に、迎合的に言って、刑事がまんざらではない会話をしているんです。私はこれは裁判員が聞いたら、間違いなくSさんは

犯人だと思ってしまう。実に我が国の警察官は、簡単に、可視化されてもテクニックを身に付けると思っています。仲先生が言われるラポールというものの、本当の意味ですね。それを私たちがきちんと身につけないと、弁護人も虚偽の自白を見抜く力を持っていないんです。DNA鑑定があったから、私は他人事のように言っているんだけど、本当に今の自白が示されたときに、つまり可視化が実現されたときに、これは虚偽だと弁護人が見抜けるかどうかということは、本当にこれからの課題だと思います。諸外国にたくさんある正しい尋問の仕方と間違った尋問の仕方ということに私たちは学んでいかなければならない。これからますます重い課題があると。浜田先生がおっしゃるとおりで、私は可視化がされたから冤罪が少なくなるのではなくて、もしかしたら深刻な冤罪が増えるかもしれないという危機感を持って臨むべきではないかと私は思います。

仲 もしかしたら誤解されたのかもしれないですけど、ラポールは話しやすいけれども、迎合しないというところを作って行く必要があるということは、気持ちとしては同じですし、それが面接法の重要なことではないかなと思っています。

佐藤 大事なことを忘れました。高木さんの報告の前日に、検察官に2時間私はやっていないと話しますが、この時に見事なラポールの形成がされています。どういうことかということ、検事が今まで君の自白を聞いてきたけれども、今日は本当のことを話してほしいんだということです、検察官は。Sさんは、いいですかと言った後に、実はやっていなかったんですと言い始めます。検察官はやっていないならやってないでいいとまで言いました。そのために虚偽の、否認のテープが見事に残っているんです。私はこれこそが本当の正しい供述の引き出し方、だけど翌日、自白に転落してしまっているの、今、仲先生が言われるように私も警察の大学校でお話をするんですが、ラポールとはこれこそがラポールなんだと。つまり、やっていないならやっていないで構わないと、本当にその気持ちでインタビューするということだと思います。だから足利のテープは2つのことを教えてくれているわけですね。

司会 どうもありがとうございました。

浜田 ラポールは重要だとは思いますが、司法面接のような限られた時間の
中でのラポールと、日本の今の刑事手続の中でのラポールとは相当違うと考え
ざるを得ない。23日間取り調べ可能な中でのラポールは実に怖い。冤罪事件
のほとんどが私がやりましたという後、捜査官との間の関係を生きるんです。
犯人として生きるんです。それがラポールになっているんです。だから真犯人
の真実の自白も人間関係、信頼関係から生まれるかもしれませんが、実は虚偽
自白も信頼関係の中で生まれ、信頼関係の中で維持されるという現実があるん
ですね。Sさんの場合、なおかつ深刻なのは、法廷で自白を維持したというこ
となんです。法廷という任意性が一番保証されているべき場所で本人は自白を
続ける、それはそれまでの捜査官との関係があり、それ以外の人との私がやっ
ていないと信じてくれる人が誰もいない中で犯人であり続けざるを得なかつた
という重い現実があるんですね。そこを考えないと、つまり面接の技法だけを
考えるんじゃなくて、捜査手続を変えていかないと現実的に司法面接が生きて
こないと思わざるを得ない。それは両方で頑張っていかななくてはいけない。

司会 そうですね。被疑者の心理過程全体を可視化できないと供述だけを可視
化するだけではダメだということと、先ほどから小坂井先生が言われているよ
うに弁護実践という点にもラポールの問題を、どう取り込んでいくかというの
が大きな問題だと思います。じゃあ、続いて2番目の点で渕野先生に振ったん
ですが、先ほど仲先生の方から黙秘も重要な情報ではないかというサジェス
ションがあったんですが、改めて日本において黙秘権の保証がどのような意味
をもっているかというのを今日のお話を聞いての感想を含めてお話いただけれ
ばと思います。

渕野 黙秘の意義というのは、もちろん違法な取り調べを防ぐための武器だと
いうこともあるんですが、より本質的なところで私は、2つの意義があるの
ではないかと思います。ひとつは仮にその人が真犯人だったときに、真犯人がそ
こで供述をするということは結局、その供述が使われて自分が死刑になったり、

刑務所に入れられたりするわけです。そういった自らを破壊するような行為を強制されない、いわば人間の尊厳、人格の尊厳を守るために黙秘権は必要なんだろうと。もうひとつ、こちらの方が今日のテーマからは重要だと思うんですが、実際にはやっていない人が供述を迫られた時に黙秘権ということがやはり大きな意味を持っていて、先ほど仲先生がおっしゃったんですが、確かに私たちはやっていないならやっていないって説明してくれよと求めたくなるんですが、それを求めると結局、その被告人に無罪であることの証明を求めることになってしまうんです。そしてその被告人が無罪を証明できないと、無罪を証明できなかったという理由で有罪判決を支持したり、有罪判決を下してしまうということになる。ここが大きな問題なんだろうと思います。だからこそ、刑事裁判では全ての立証責任を検察官に負わせて、被告人側は無罪であることの立証責任を負わない。だからこそ、何も喋らなくてもいいんだと。何も喋らないことによって、被告人に無罪の証明を負わせないという非常に重要な機能を黙秘権は果たしているんだろうと思います。そのことによって、ここはちょっと心理の先生と、刑訴法との基本的な考えの違いかなと思うんですが、やはり心理の先生はいい供述をたくさんしたもらうことによって、真実を明らかにすることによって冤罪を防ごうという風に考えられるんだと思います。法学は逆説的で、喋らなくていい、供述は取れないという前提で出発して、そうすると事実が解明できない事件は増えるんですね。これも必然です。最後まで審理をしても結局どっちかわからないという事案は増えます。だけどどっちかわからない場合には無罪にするというルールを定めることによって冤罪を防ごうと考えるので、基本的な発想の違いを、違いがあるということ認識しながら、その中でそれをどう紡ぎ合わせて、ルールの中で一番いい方は何かということを考えていかなければいけないと思います。

司会 ありがとうございます。法学、規範学である法学と、人文科学の実験科学的な手法を取る心理学との違いを踏まえた上でお互いのいいところを用いて行く、そういう新しいステップを我々も望みたいと思います。最後の3番目のポイントで、黙秘権が実際には不利益、被告人に不利益に働いている国があると仲先生がご指摘くださいました。ディクソン先生、オーストラリアで

はどのように考えられているのでしょうか。黙秘権はどのような働きになるのでしょうか。

ディクソン もっとオーストラリア、イングランドの話に広げた方がいいのかもしれない。申し上げたようにかなり研究を広く行ってまいりました。そしてその研究の結果をまとめますと2つ、あるいは3つのポイントに集約できると思います。まず、黙秘権の行使というのは警察が誇張していると思います。実際に被疑者が黙秘権をずっと続けているという例が実は少ないんですね。理由はたくさんありますが、2点目ですが、黙秘を続けるということは、だからといって、被疑者にとってはベネフィットがあるかということですが、この有罪を逃れられるかどうかということ、イギリス、ニュー・ウェルスでの変化ですが、イギリスではだからといって自白が増えるということにはなっていません。実際に法律的な大きな変化があるかどうかということではなくて、むしろ政治的な問題としての黙秘権のとり扱いが大きいのではないかと思います。もうひとつ申し上げたいんですが、S事件についてよくわかりませんが、私の理解ではこの方は無罪であったと。では、真犯人はどうするのですか。なぜその話をしないんですか。刑事司法の本当の問題はそこに改革が必要なんです、なぜ何年も何年も無罪の人を追いかけている、そのことによって真犯人のことを忘れてしまっているのではないのでしょうか。実際にその女の子を殺して捕まっていない、有罪の犯人を逃してしまっているということが刑事司法の問題であり、それに直面すべきだと思います。日本全般的な問題かどうかはわかりません。日本の刑事司法については何も知りませんが、オーストラリアでは、イングランドでは、最終的には刑事司法というのは要は、悪いことをやって捕まらないのは問題であるので、それを変えなければいけないということであり、これまでの改革はゆっくり過ぎて不十分だ、そして裁判官はもはや警察官の証拠がきちんと集められたものでなければ使わないと言い出したわけであり、日本に問題があるかどうかはわかりませんが、問題があるとすれば、裁判官自身が主張をして、これではよくない、警察に対して証拠を持ってくるのであれば、それがきちんとした証拠でなければ裁判所では受け入れないし、国際的な基準にあったものでなければもはや受け入れないということを表明す

べきではないでしょうか。

司会 日本の裁判所における証拠不採用の現状を非常に厳しい、国際的な批判を表しているのではないかと思います。ちょうど今、国連の人権規約委員会で日本の人権状況について質問がほぼ終わっている状態だと思いますが、その中で例えば日本の取り調べ時間の長さ、弁護人がついていない状況というのを国際的に批判されています。にも関わらず、日本の裁判所は国際的な批判を全く受け付けなくて、23日間であれば、身柄を拘束したあとの供述でも許容するというのが日本の実情です。私が司会として答えられるのは、やはり日本の裁判所、裁判官が被疑者、被告人の人権状況のウォッチャーあるいはプロテクション、保護者になっていない。これは検察官や弁護士、警察官の責任だけではない。今日ほとんど触れられることはなかったですが、裁判官、裁判所の責任は極めて重いと思いますので、これを答えとしておきたいと思います。次にパク先生、韓国の状況を教えていただけますか。

パク ジョ先生が通訳をしてくださるそうなので、韓国語でさせていただきます。韓国におきましては黙秘権は憲法で保証されています。しかし実際は、その黙秘権を実行するという事は滅多にありません。2つの見方をしなければいけません。まずは、捜査官が尋問するときに黙秘権があるということを認めなければいけませんし、2つ目に黙秘権は裁判所においても認められなければいけません。裁判所においては検察が面接をするという権利を持っているわけです。ですから黙秘権を見るときに2つの層、2つの段階で見なければいけないと思うのです。裁判所における黙秘権の方が重要性を持っていると思います。被疑者が黙秘権を実行しなくても、捜査の段階で実行しなくても、さらに裁判の段階において黙秘権を行使すると言う権利を持っていると考えます。また、指摘したいのは、可視化の意味ですが、韓国においてはまず、焦点は信頼性のある被疑者からの自白をとる、供述をとるということにあります。もっと焦点は取り調べのプロセスをちゃんとコントロールするというのが重要だと思います。じゃあ質問してもいいですか。韓国においては被告の黙秘をもってこの有罪の証明、被告人の不利益に考えることはできるのですか。実証

的な調査をいたしまして、この黙秘権について、これを被告人の見方と捜査官の見方を調査しました。そしてそれを行使するというこの見方が違うのです。捜査官は被疑者がこの黙秘権を執行するということになりますと、これは有罪の推定をすることになりますし、被疑者が黙秘権を行使することになりますと、非協力的であると見てしまうのです。ですから、協力しなければいけないというふうに思って、それはすなわち被疑者にとって不公正な状況を作り出すということになると思います。

被疑者が黙秘権を行使しますと、しかし、有罪であるという風に認められますと、被疑者がそれは量刑の時に不利益を被るということになります。これが黙秘権で被告人の権利として行使されたとしても、とてもデリケートな問題になると思います。

司会 質問や議論を続けたいところですが、是非皆さん、懇親会にも残って海外のスピーカーの方に質問をしたり、国内のスピーカー、コメンテーターの方と意見交換の時間を持っていただきたいと思います。